

介護保険 要介護認定調査票の提出について

上田地域広域連合 介護障がい審査課

- ・ 認定調査票は、必ず原本を提出してください。(コピーしたものは読み取りができません。)
- ・ 提出書類一式をクリアフォルダーに入れてご提出ください。

◎提出する書類

- * 認定調査票 (概況調査)

5	2	1
---	---	---
- * 認定調査票 (基本調査)

5	2	2
---	---	---
- * 認定調査票 (特記事項)

5	5	0
---	---	---
- * 認定調査票 (概況特記)

5	7	0
---	---	---
- * 要介護認定調査業務請求書

- ※ 認定調査票一式の提出期限は、依頼してから2週間以内です。(「要介護認定訪問調査依頼書」に日付が記載してあります。) 調査が完了しましたら、速やかに提出をお願いします。

◎提出が遅くなる場合

事前に「介護保険要介護認定調査遅延報告書」(別紙)の提出、または上田地域広域連合 介護障がい審査課 (TEL 0268-43-8813) までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、「介護保険要介護認定調査遅延報告書」につきましては、上田地域広域連合ホームページ (<http://www.area.ueda.nagano.jp>) にも様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。